

本件業務は、

尼崎市公共調達基本条例第24条

の規定による、

## 従前従事労働者の雇用の努力義務

の対象となります。

- 受注者及び下請負者等は、本件業務を新たに受注し、履行するに当たっては、本件業務の質の維持や労働者の雇用の安定に配慮し、従前従事労働者（従前の受注者等の下で従事していた労働者で引き続き従事することを希望するもの）をできるだけ雇用するよう努めてください。
- 本件業務について、下請契約などを締結する際には、下請負者等に対しても、この文書を交付するなどして、この業務が「従前従事労働者の雇用の努力義務」の対象であることを周知するよう努めてください。

### ○尼崎市公共調達基本条例（抜粋）

（従前従事労働者の雇用）

第24条 受注者等は、その公共調達に係る業務（継続的に実施する必要がある業務として規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。）を履行するに当たっては、当該公共調達に係る業務の適正な履行及びその質を確保し、並びに労働者の雇用の安定に配慮するため、従前から当該公共調達に係る業務に従事していた労働者で引き続き当該公共調達に係る業務に従事することを希望するものを雇用するよう努めなければならない。

### ○尼崎市公共調達基本条例第24条の公共調達に係る業務を定める規則（抜粋）

尼崎市公共調達基本条例（平成28年尼崎市条例第54号。以下「条例」という。）第24条の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 市の庁舎その他これに準ずるものとして市長が別に定める施設内に設けられた窓口において申請、届出等の受付を行う業務
- (2) 条例第2条第1号イに規定する指定管理業務
- (3) 市の庁舎その他これに準ずるものとして市長が別に定める施設（これらに付属する工作物及び設備を含む。以下「庁舎等」という。）の保守を行う業務（当該業務に従事する者を当該庁舎等に常駐させる必要があるものに限る。）
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物（事業活動に伴って生じたものを除く。）の収集又は運搬を行う業務（市長が別に定めるものに限る。）
- (5) その他市長が別に定める業務